
◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回川西町議会定例会第15日目の会議を開きます。

(午前10時20分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定についてから議第

37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定についてから議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該8議案については、本定例会第1日目の6月6日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会に審査を付託いたしました。その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会ごとに行いますのでご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 平成29年6月6日、第2回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案について審査の経過と結果を次のとおり報告いたしま

す。

審査日程、議案説明のため当局より出席した者、付託議案につきましては記載のとおりでございます。

付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

1、議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定について。

川西ダリヤパークゴルフ場を整備することに伴い、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を設定する旨の説明を受けた。

2、議第40号 川西町過疎地域自立促進計画の一部変更について。

当該計画における事業内容に、通学路安全対策、プール整備事業及びスクールバス整備事業を追加するとともに、新たな対策として、かわにし未来ビジョンに掲げる4つの主要プロジェクト（地域活性化、移住・定住促進、生涯現役、女性にやさしいまちづくり）の推進により、人口減少及び少子高齢化の克服を目指すため、かわにし未来ビジョン主要プロジェクト推進事業を追加する旨の説明を受けた。

以上、2議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第40号 川西町過疎地域自立促進計画の一部変更について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長高橋照夫君。

(産業厚生常任委員会委員長 高橋照夫君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 私から、産業厚生常任委員会の付託議案審査結果を報告します。

平成29年6月6日、第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案、別紙議案付託表の記載のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第39号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について。

障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も共生する社会の実現を図るため、本条例を設定する旨の説明を受け、本条例の意図する優しさ、思いやりの展開方法を研究し、町民理解を深める取り組みとなるよう意見を付した。

(2) 議第41号 字の区域及び名称の変更について。

県営高豆菟地区土地改良事業の実施に伴い、従来の字界を変更する旨の説明を受けた。

以上、2議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第39号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第41号 字の区域及び名称の変更について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長齋藤修一君。

(予算特別委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月6日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第34号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第1号)、議第35号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第36号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)、以上4議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等、職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、各分科会の主査報告を受

けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された4議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第34号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第35号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上4議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後、十分検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成29年度川西町各会計補正予算4議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第34号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第35号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、平成29年度川西町各会計補正予算4議案について、予算特別委員会委員長の報告は4議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第42号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第2号）

○議長 日程第2、議第42号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。追加提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第42号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

平成29年度川西町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,361万5,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第42号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

別紙概要書をもとに、歳入歳出予算の補正につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1の歳出でございますが、1の人件費につきましては、ことしにつきましては、議会の構成がえが行われたことによりまして、新旧副議長の在職日数に1日重複する日数が生じた関係から、報酬の増額を行うものでございます。

次に、補助費等物件費でございますが、本定例会初日におきまして議会の特別委員会が設置をされたところでございますが、その調査にかかわります費用を増額するものでございまして、補助費等につきましては報償費を、物件費につきましては議員経費の中で旅費を、そして随員職員の旅費をそれぞれ増額計上をしております。

なお、この財源調整につきましては、2の歳入にございますとおり、財政調整基金繰入金で充当するものでございます。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、2億8,498万4,000円となる見込みでございます。

よろしく申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第9号 議員の派遣について

○議長 日程第3、発議第9号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、佐々木賢一君。

(13番 佐々木賢一君 登壇)

○13番 発議第9号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成29年6月20日提出。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

別紙をお開きください。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1、川西町議会意見交換会。

(1) 目的、町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため、意見交換会を開催し、広報広聴活動の充実に努める。

(2) 派遣場所、小松地区交流センター、大塚地区交流センター、中郡地区交流センター。

(3) 期間、平成29年8月21日、22日。

(4) 派遣議員、議員全員であります。

ご理解をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、議案の説明とさせていただきます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の審査報告及び発議第10号について

○議長 日程第4、請願の審査報告及び日程第5、発議第10号 請願第1号の取下げを一括議題といたします。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 平成29年第2回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月9日、議場において委員7名の出席と総務課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査検討いたしました。

本請願は、国民の強い反対で過去三度廃案になった「共謀罪」と同趣旨の「テロ等準備罪」の創設について、その対象となる組織的犯罪集団の定義が曖昧で拡大解釈が可能なこと、また、謀議に加わるだけでも処罰できる、すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象に

しようとするものであることから、国民の人権を擁護し、憲法の保障する思想・信条、表現の自由に十分配慮するとともに、国民の懸念が拭えないまま拙速な法制定を行わないよう意見書の提出を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、個人の尊重が損なわれることや、内心が処罰されるおそれがあることから賛成であるという意見や、世界の中における日本という視点から国民を守る上で反対であるとの意見が出されました。

本委員会といたしましては、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第1号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結します。

次に、発議10号 請願第1号の取下げについて。

請願第1号の取下げがお手元に配付のとおり、請願者より提出されております。

お諮りいたします。本件を申し出のとおり取り下げを許可することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

本件は、許可することに決定いたしました。

よって、請願第1号は取り下げが許可されましたので、委員長報告に対する採決はいたしません。

◎発議第11号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第6、発議第11号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会においてそれぞれ検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。

これをもって、平成29年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦勞さまでした。

(午前10時51分)